

地域振興審議会における諮問事項について（お知らせ）

1 お知らせの趣旨

今回の諮問事項である「第2次佐伯市総合計画の令和7年度の取組に係る検証結果について」に関して、諮問の趣旨や当日の審議の流れについて説明するものです。

2 諮問の趣旨

平成30年度にスタートした「第2次佐伯市総合計画（以下、「総合計画」という。）は、市の最上位計画に位置付けられており、毎年度、計画に記載された取組の評価・検証を行っています。

総合計画を構成する7つの政策分野のうち、政策7「地域が輝くまちの創生【地域活性化】」については、各地域振興審議会において計画を策定していることから、他の政策分野とあわせて検証結果を諮問することとしております。

3 配布資料について

- (1) 総合計画抜粋【別冊】…7つの政策の総合評価について、A～Dの4段階で令和7年度の評価を記入しています。
- (2) 概要説明資料【資料1】…評価検証の方法や評価結果の概要を記載しています。
- (3) 政策評価調書【資料2】…各政策の概要や政策を構成する施策の評価内容を記載しています。
- (4) 施策評価調書【資料3】…各施策に関連した令和7年度の取組結果や令和8年度の取組予定、目標指標の達成状況等について評価及びその理由を記載しています。
- (5) 人と自然が共生する持続可能なまちの実現に向けた調書【資料4】…持続可能なまちづくりにむけて、令和7年度に取り組んだ事業について、経済・社会・環境の三側面にどのように配慮したか整理しています。

4 審議の流れ

上記「2 諮問の趣旨」の内容を踏まえ、各地域振興審議会においては、政策7「地域が輝くまちの創生【地域活性化】」を重点的に審議していただけるよう、次のとおり進めたいと考えております。

①全般的な概要説明（質疑を含め10分程度）

政策企画課から【資料1】に基づき、令和7年度の総合計画全体の評価結果を中心に説明を行います。

②施策評価調書【資料3】の説明（質疑を含め、概ね30分～1時間程度）

各振興局（地域振興課）から、【資料3】に基づき、それぞれの地域における取組結果について説明を行います。

③その他（①、②の進行状況に応じて調整）

【別冊】、【資料2】及び【資料4】に関する質疑や意見聴取を想定しています。